
2506. 搬入情報訂正

業務コード	業務名
A I B	搬入情報訂正呼出し
A I B 0 1	搬入情報訂正

1. 業務概要

搬入された輸出貨物情報の訂正を行う。

(1) 「搬入情報訂正呼出し (A I B)」業務の場合

保税蔵置場へ搬入されたAWB番号、搬入個数、仕向地、貨物識別等の貨物の情報（以下、「輸出貨物情報」という。）がシステムに登録されている場合に、AWB番号を入力することにより輸出貨物情報の呼び出しを行う。

またAWB情報と輸出貨物情報の個数、重量が不一致の場合に輸出貨物情報を優先する旨の登録（以下、「A／L訂正」という。）を行うことができる。

(2) 「搬入情報訂正 (A I B O 1)」業務の場合

システムに登録されている搬入個数、品名等の輸出貨物情報を訂正する。

なお、税関、航空貨物代理店、混載業、通関業（特定輸出申告における自社施設での入力、システム不参加展示場での入力または特定委託輸出申告におけるバスケット保税地域での入力を除く）及び機用品業は他所蔵置場所に搬入されている貨物についてのみ入力可能である。

また、システム不参加展示場における訂正は展示等積戻し申告を行った申告者のみ入力可能である。

訂正の対象とする貨物情報の項目は、以下のとおりである。

- (A) 搬入個数
- (B) 総個数
- (C) 搬入重量
- (D) 総重量
- (E) 事故貨物
- (F) 特殊貨物記号
- (G) 仕向地
- (H) 積込港
- (I) A／L総個数
- (J) 貨物識別
- (K) 貨物種別
- (L) 航空貨物代理店
- (M) 代理店営業所
- (N) 通関業
- (O) 通関依頼先
- (P) 混載業
- (Q) 航空会社
- (R) 品名
- (S) 車上通関表示
- (T) 社用品表示
- (U) システム外保税運送承認番号
- (V) システム外輸出許可件数
- (W) システム外輸出許可番号

2. 入力者

税関*¹、航空会社、航空貨物代理店*¹、通関業*^{1*2}、機用品業*¹、混載業*¹、保税蔵置場

(＊１) 他所蔵置場所に搬入されている貨物についてのみ入力可能

(＊２) システム不参加展示場で展示等積戻し申告を行った申告者、特定輸出申告における自社施設で特定輸出申告を行った申告者またはバスケット保税地域で特定委託輸出申告を行った申告者のみ入力可能

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②A／L訂正の場合は、航空会社であること。
- ③他所蔵置場所での訂正の場合は、他所蔵置許可貨物の搬入確認を行った利用者であること。または税関であること。
- ④システム不参加展示場での訂正の場合は、展示等積戻し申告を行った申告者であること。
- ⑤特定輸出申告における自社施設での訂正の場合は、特定輸出申告を行った申告者であること。
- ⑥特定委託輸出申告におけるバスケット保税地域での訂正の場合は、特定委託輸出申告を行った申告者であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」および「オンライン業務共通仕様書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」および「オンライン業務共通仕様書」参照。

(3) 輸出貨物情報DBチェック

(A) 共通チェック

- (a) 入力されたAWB番号が輸出貨物情報に存在すること。
- (b) 「許可・承認等情報登録（輸出保税）（PAH）」業務で以下の種別が登録されていないこと。
 - ①滅却承認
 - ②亡失届
 - ③差止め
 - ④手作業移行
 - ⑤その他（収容、廃棄）
- (c) 貨物取扱い中の貨物でないこと。
- (d) 訂正承認保留中となっていないこと。
- (e) 特定輸出申告における自社施設、システム不参加展示場または特定委託輸出申告におけるバスケット保税地域以外の場合は、入力者が管理している保税蔵置場に貨物が蔵置されていること。
ただし、他所蔵置場所での訂正で、かつ入力者が税関以外の場合は、貨物の搬入確認を行った他所蔵置場所に貨物が蔵置されていること。
- (f) 本業務により新たに枝番が払い出される処理（「輸出申告訂正」の必要な搬入個数の訂正）を行った後に再度訂正を行う場合は、新たに払い出された枝番に対する訂正であること。
- (g) 貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。

(B) 搬入個数チェック

搬入個数が入力された場合は訂正状況により以下のチェックを行う。

(a) 個数訂正の場合の共通チェック処理

- ①搬入確認した個数より少ない個数への訂正であること。
- ②MAWBでないこと。
- ③分割して搬入されている貨物の場合は、AWB番号に搬入単位の分割枝番が入力されていること。
- ④「積付結果登録（MAWB単位）（ULM）」業務等が行われていないこと。
- ⑤事故貨物が登録されている場合は、税関による事故確認済であること。

(b) 搬入個数訂正識別に「Y」（輸出申告訂正要）が入力されたとき、以下のチェックを行う。

(ア) システムを介して通関手続きが行われていること。

(イ) 入力者の管理している保税蔵置場に訂正しようとする貨物が搬入単位に全て蔵置中であること。

(ウ) 貨物種別が以下に示すものでないこと。

- ①手作業で輸出許可を行った貨物
- ②外交公のう品
- ③システム外許可済貨物
- ④仮陸揚貨物

(エ) 「許可・承認等情報登録（輸出通関）（PAE）」業務等により、以下に示す処理が行われた輸出貨物情報でないこと。

- ①不積返送
- ②一部積地変更
- ③数量等の変更

(オ) 「輸出貨物取扱登録（仕分け）（AHS）」業務により仕分け元となっていないこと。

(カ) 「輸出貨物取扱登録（仕合せ）（AHT）」業務により仕合せ元となっていないこと。

(キ) 「輸出貨物情報仕分け登録（AHU）」業務により情報仕分け元となっていないこと。

(ク) 「輸出貨物情報仕合せ登録（AHV）」業務により情報仕合せ元となっていないこと。

(ケ) システムで「搬出確認登録（AWB・HAWB単位）（EXA）」業務等が行われた輸出貨物情報でないこと。

(コ) 輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録中または輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請中でないこと。

(c) 搬入個数訂正識別に「N」（輸出申告訂正否）が入力されたとき、以下のチェックを行う。

(ア) システムを介して通関手続きが行われていないこと。

(イ) 訂正によって入力者が管理している保税蔵置場の蔵置個数が訂正によっても存在していること。

(ウ) AHS業務により仕分け元となっていないこと。

(エ) AHT業務により仕合せ元となっていないこと。

(オ) AHU業務により情報仕分け元となっていないこと。

(カ) AHV業務により情報仕合せ元となっていないこと。

(キ) システムで「搬出確認登録（AWB・HAWB単位）（EXA）」業務等が行われた輸出貨物情報でないこと。

(ク) 「許可・承認等情報登録（輸出通関）（PAE）」業務等により、以下に示す処理が行われた輸出貨物情報でないこと。

- ①不積返送
- ②一部積地変更
- ③数量等の変更
- ④一括許可
- ⑤携帯品への変更

(C) 総個数チェック

搬入個数または総個数が入力された場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された総個数が輸出貨物情報に登録されている搬入個数の合計以上であること。
- ②MAWBでないこと。

(D) 搬入重量チェック

搬入重量が入力された場合は、以下のチェックを行う。

- ①分割して搬入されている貨物の場合は、AWB番号に搬入単位の分割枝番が入力されていること。
- ②MAWBでないこと。
- ③登録されている蔵置貨物の全量（その貨物に関する）が総重量を超えないこと。
- ④AHS業務により仕分け元となっていないこと。
- ⑤AHT業務により仕合せ元となっていないこと。
- ⑥AHU業務により情報仕分け元となっていないこと。
- ⑦AHV業務により情報仕合せ元となっていないこと。

(E) 総重量チェック

総重量が入力された場合は、入力された総重量がシステムに登録されている搬入重量の合計以上であること。

(F) 事故貨物チェック

事故貨物の旨が入力された場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力者が管理している保税蔵置場に登録しようとする搬入単位の全ての貨物が蔵置されていること。
- ②分割して搬入されている貨物の場合は、AWB番号に搬入単位の分割枝番が入力されていること。
- ③登録しようとする搬入単位の貨物に対して、事故貨物が登録されている場合は、事故確認済であること。
- ④AHS業務等により仕分け元となっていないこと。
- ⑤AHT業務等により仕合せ元となっていないこと。
- ⑥AHU業務により情報仕分け元となっていないこと。
- ⑦AHV業務により情報仕合せ元となっていないこと。
- ⑧MAWBでないこと。

(G) 特殊貨物記号チェック

本業務において特殊貨物記号を新たに登録する場合は、品名が既に登録されているか、または品名が入力されていること。

(H) 仕向地チェック

本業務において仕向地を新たに登録する場合は、MAWBでないこと。

(I) 積込港チェック

積込港が入力された場合は、以下のチェックを行う。

- (a) 事故貨物が登録されている場合は、税関による事故確認済であること。
- (b) PAE業務により積込港の変更が行われていないこと。
- (c) 分割して搬入されている貨物の場合は、AWB番号に搬入単位の分割枝番が入力されていること。
- (d) AHS業務等により仕分け元となっていないこと。
- (e) AHT業務等により仕合せ元となっていないこと。
- (f) AHU業務により情報仕分け元となっていないこと。
- (g) AHV業務により情報仕合せ元となっていないこと。
- (h) MAWBでないこと。

(J) A/L総個数チェック

A/L総個数が入力された場合は、以下のチェックを行う。

- ①MAWBであること。
- ②入力者は航空会社であること。
- ③登録されている航空会社は入力者と同一であること。
ただし、入力者が受託者の場合は、自社が受託している航空会社と同一であること。
- ④入力されたA/L総個数が搭載した個数以上であること。
- ⑤搭載完了済でないこと。

(K) 貨物識別チェック

(a) AWBからHAWBへの変更

- ①「積付結果登録（AWB・HAWB単位）（U L A）」業務等が行われていないこと。
- ②「搭載完了登録（便単位）（C L A）」業務等が行われていないこと。
- ③航空会社に「X X X」が入力されていること。
- ④「AWB情報登録（輸出）（A B S）」業務が行われていないこと。

(b) HAWBからAWBへの変更

- ①混載仕立て済でないこと。
- ②混載業に「X X X」が入力されていること。

(L) 貨物種別チェック

後述の処理の可否等のとおりチェックを行う。

(M) 航空貨物代理店チェック

MAWBでないこと。

(N) 代理店営業所チェック

MAWBでないこと。

(O) 通関業チェック

AWBまたはHAWBであること。

(P) 通関依頼先チェック

通関依頼先が入力された場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力者が管理している保税蔵置場に訂正しようとする搬入単位のすべての貨物が蔵置されていること。
- ②分割して搬入されている貨物の場合は、AWB番号に搬入単位の分割枝番が入力されていること。
- ③輸出申告が行われていないこと。
- ④システム外許可済貨物でないこと。
- ⑤仮陸揚貨物でないこと。
- ⑥A H S業務等により仕分け元となっていないこと。
- ⑦A H T業務等により仕合せ元となっていないこと。
- ⑧A H U業務により情報仕分け元となっていないこと。
- ⑨A H V業務により情報仕合せ元となっていないこと。
- ⑩MAWBでないこと。

(Q) 混載業チェック

混載業が入力された場合は、以下のチェックを行う。

- ①MAWBでないこと。
- ②混載仕立て済でないこと。

(R) 航空会社（取扱航空会社）チェック

航空会社が入力された場合は、以下のチェックを行う。

- ①C L A業務等が行われていないこと。

- ②U L M業務等が行われていないこと。
- ③航空会社を新たに登録する場合はAWBであること。
- (S) 品名チェック
 - MAWBでないこと。
- (T) 車上通関表示チェック
 - 車上通関表示が入力された場合は、以下のチェックを行う。
 - ①輸出申告等が行われていないこと。ただし、以下の場合は除く。
 - ・貨物が保税地域等に搬入される前に行われた輸出等申告の場合で、輸出申告搬入後処理未済の場合。
 - ・貨物が保税地域等に搬入される前に行われた特定輸出申告、特定委託輸出申告、特定製造貨物輸出申告の場合で、輸出許可済でない場合。
 - ②システム外許可済貨物でないこと。
 - ③仮陸揚貨物でないこと。
 - ④AWBまたはHAWBであること。
 - ⑤分割して搬入されている貨物の場合は、AWB番号に搬入単位の分割枝番が入力されていること。
 - ⑥AHS業務等により仕分け元となっていないこと。
 - ⑦AHT業務等により仕合せ元となっていないこと。
 - ⑧AHU業務により情報仕分け元となっていないこと。
 - ⑨AHV業務により情報仕合せ元となっていないこと。
- (U) システム外保税運送承認番号チェック
 - システム外保税運送承認番号が入力された場合は、以下のチェックを行う。
 - (a) 貨物種別は以下のとおりであること。
 - ①積戻し貨物
 - ②仮陸揚貨物
 - (b) MAWBでないこと。

5. 処理内容

- (1) A I B業務の場合
 - (A) 入力チェック処理
 - 前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。
 - 合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)
 - (B) 輸出貨物情報DB処理
 - A/L訂正表示に「A」(A/L訂正)が入力された場合は、輸出貨物情報にA/L訂正が行われた旨を登録する。
 - (C) 出力情報出力処理
 - 後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。
 - (D) 注意喚起メッセージ出力処理
 - 登録を行うには再送信が必要である旨を注意喚起メッセージとして出力する。

(2) A I B O 1 業務の場合

(A) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(B) 処理の可否等

各項目の処理の可否(登録、変更、取消の別)、貨物識別(AWB、HAWB、MAWB、未ラベル貨物)との関係、枝番の要、不要の別等は次表のとおりである。

表1 処理の可否等

項番	訂正可能項目	処理の可否			貨物識別ごとの入力可否				枝番の 要不要
		登録	変更	取消	AWB	HAWB	MAWB	未ラベル	
1	搬入個数		○		○	○		○	○
2	総個数		○		○	○		○	
3	搬入重量	○	○		○	○		○	○
4	総重量		○		○	○	○	○	
5	事故貨物	○	○		○	○		○	○
6	特殊貨物記号	○	○	○	○	○	○	○	
7	仕向地		○		○	○		○	
8	積込港		○		○	○			○
9	A/L総個数	○	○				○		
10	貨物識別		○		○	○			
11	貨物種別		○		○	○		○	○
12	航空貨物代理店	○	○	○	○	○			
13	代理店営業所	○	○	○	○	○			
14	通関業	○	○	○	○	○			
15	通関依頼先	○	○	○	○	○			
16	混載業	○	○	○	○	○			
17	航空会社	○	○	○	○	○	○		
18	品名	○	○		○	○		○	
19	車上通関表示	○		○	○	○			○
20	社用品表示	○		○	○	○	○	○	
21	システム外保税 運送承認番号	○	○	○	○	○		○	
22	システム外輸出 許可件数	○	○	○	○	○		○	
23	システム外輸出 許可番号	○	○	○	○	○		○	

(C) 輸出貨物情報DB処理

項目ごとに輸出貨物情報の変更、登録、取消を行う。

(D) 枝番払出し処理

AWB番号に付与して出力する。

(E) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

(1) A I B業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
搬入情報訂正呼出し結果情報	A／L訂正表示がスペースの場合	入力者

(2) A I B O 1 業務の場合

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
搬入情報訂正結果情報	なし	入力者
搬入情報訂正控情報	以下の項目が登録、取消、変更されたとき、出力する (1) 搬入個数 (2) 貨物種別 (3) 事故貨物 (4) 特殊貨物記号 (5) システム外輸出許可件数 (6) システム外輸出許可番号 (7) 品名	入力者
搬入情報訂正確認情報	同上	保税蔵置場の管轄税関 (保税担当部門)
搬入情報訂正保留控情報	以下のいずれかの条件を満たすとき、出力する なお、本情報が出力された場合には、「搬入情報訂正控情報」は出力しない (1) システムで輸出申告した貨物の個数を変更した (2) 貨物種別が未通関貨物のものをシステム外許可済貨物または仮陸揚貨物に変更した	入力者
搬入情報訂正保留確認情報	同上	保税蔵置場の管轄税関 (保税担当部門)

情報名	出力条件	出力先
搬入情報訂正リスト情報	以下の項目が登録、変更、取消されたとき、出力する なお、「搬入情報訂正控情報」または「搬入情報訂正保留控情報」が出力された場合には、本情報は出力しない (1) 仕向地 (2) 積込港 (3) 貨物識別 (4) 搬入重量 (5) 総個数 (6) 総重量 (7) 航空貨物代理店 (8) 代理店営業所 (9) 通関業 (10) 混載業 (11) 航空会社 (12) A/L総個数 (13) 通関依頼先 (14) 車上通関表示 (15) 社用品 (16) システム外保税運送承認番号	入力者
搬入状況通知情報（輸出）	事故貨物の登録または変更があった場合	入力者
		保税蔵置場の管轄税関（保税担当部門）
保税関係確認情報	特殊貨物記号の登録があった場合	保税蔵置場の管轄税関（保税担当部門）

7. 特記事項

- (1) 本業務を実施する際は以下に示す様に、輸出貨物情報、AWB情報、輸出申告情報は相互に利用され、他業界で作業が進んでいることが考えられるので、十分に注意する必要がある。
- (A) 輸出貨物情報とAWB情報とは品名、仕向地、総個数、総重量の相互利用をしているが、本業務ではAWB情報の変更はしない。したがって、輸出貨物情報をAWB情報に一致させるため本業務を行う場合以外は、別途、ABS業務によりAWB情報の変更等を行う必要がある。
- (B) 輸出申告情報には輸出貨物情報の品名、仕向地、積込港、総個数、航空貨物代理店、代理店営業所が利用されている場合があるが、本業務では輸出申告情報は変更しない。したがって、別途、「輸出申告変更（EDE）」業務等の税関手続きにより輸出申告情報を変更する必要がある。
- (C) 仕向地については、「混載仕立情報登録（HDF）」業務、「搭載便割当情報登録（FLI）」業務等、他業界の業務で使用しているので、仕向地の変更は、他業界の作業の進捗状況を見て連絡を取るなど、十分注意して行う必要がある。
- 特に前述の業務により作業が終わっている場合には、貨物が本業務実施前の仕向地へ向けて搭載されるという場合も考えられる。
- (2) 「航空会社向貨物引渡し登録（AWB・HAWB単位）（RVB）」業務等を実施後、貨物を引き渡された航空会社にて訂正可能な項目は、総個数、総重量、仕向地、A/L総個数、航空会社、社用品表示とする。
- また、RVB業務等を実施後、共同蔵置場利用者にて貨物引渡し個数（貨物を引き渡された航空会社から共同蔵置場向け）を搬入個数として訂正することはできない。

- (3) 訂正承認保留となった場合には、税関によるPAH業務による保留解除の入力が必要となる。
- (4) 本業務に入力される項目（品名、仕向地、積込港、総個数、総重量）については、別紙L02「共通項目（航空輸出貨物情報）の登録優先順位」に従って輸出貨物情報DBに登録または更新する。